

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施		
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	
	関係部局・課		

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	IV	障害者の雇用を促進すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>若年者のうち、発達障害者等コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者の就職を促進するため、こうした障害があることを早期に発見し、発達障害等の専門支援機関に誘導する。また、ボーダーライン上の者や専門支援を希望しない者に対しては、ハローワーク等の一般相談窓口において、その特性に応じた適切な支援を提供する。</p> <p>(1) 学校、ハローワーク等からの誘導</p> <p>ハローワークから学校に対して発達障害に関する就労支援情報を提供するとともに、必要に応じて卒業前から専門的な職業相談等を実施する。また、ハローワークや若年層の就職支援機関においても、利用者のうちこうした障害がある者に気づき、専門機関へ誘導できる体制を整備する。</p> <p>①特別支援学校や地域のサポート校、定時制・通信制の学校等への情報提供 ②在学中の要支援者に対する専門的な就職支援の実施</p> <p>(2) ハローワーク等の一般相談窓口における適切な相談・支援の実施</p> <p>若年層の多いハローワークの一般相談窓口で専門的な支援を行う相談員(就職チューター)を配置するとともに、発達障害者専門指導監を労働局で委嘱し、ハローワーク等の職員等に対して発達障害者の特性や相談スキルの向上を目的とした専門的な指導を行う。</p>				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19

(3) 問題分析

①現状分析

いわゆるニートやひきこもり等のうち、2～3割程度が発達障害等のコミュニケーション能力に障害を持っている者がいるということが指摘されている。

②問題点

こうしたコミュニケーション能力に困難を抱えている者は、企業が採用に当たり重視する能力であることから、不採用となる、あるいは採用されても職場に適応できず離転職を繰り返す、さらには失敗体験が重なると、ニートやひきこもりにいたってしまう例が少なくないと考えられる。

③問題分析

発達障害の場合でも、早期に専門的な就職支援が受けられれば、就職可能性は拡大する。また、発達障害でないコミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者についても、発達障害と同様の支援策により就職可能性が高まる。このため、自分の障害や特性に早期に気づき専門的な支援を受けること、さらには専門的な支援を希望しない場合においても、その特性や希望に応じた支援を受けられることが必要である。

一方で、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える者は、従来からハローワークの一般相談窓口や若年層の就職支援機関も利用しており、こうした一般向けの相談窓口において、専門支援が必要であることに早期に気づき専門機関に誘導すること、さらには、専門支援を希望しない者については本人の特性に応じた適切な支援を提供することが必要である。

④事業の必要性

以上のように、ハローワークや若年層向けの就職支援機関の一般相談窓口においても、支援の必要な者への気づき、さらには適切な相談・支援を行うため、専門的な支援を行う相談員を配置するとともに、担当者に対する専門的な研修体制の整備が必要である。なお、若年層の多いハローワークの一般相談窓口に専門の相談員を配置するとともに、ハローワーク等の担当者に対して発達障害者の特性や相談スキルの向上を目的とした研修やアドバイスを行う体制を整備し、担当者が適切な支援を行うことが必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度	
政策効果が発現する時期	

アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
相談・支援件数						
(説明) 本事業により実施される発達障害等コミュニケーション能力に問題を抱える者に対する相談・支援件数の合計数	(モニタリングの方法) 労働局等からの報告					
参考指標 (過去数年度の推移を含む)	H13	H14	H15	H16	H17	
(説明)	(モニタリングの方法)					

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無 (主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、発達障害者の職業的自立を促進するための事業であり公益性が高い。また発達障害等コミュニケーション能力に問題を抱える若年者の雇用問題でもあり、ニート、引きこもり、不安定就労の増大は社会保障システムの脆弱化、少子化の一層の進行をもたらすなど深刻な社会問題を引き起こす要因となることから、国が実施する必要がある。			
国で行う必要性の有無 (主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環としてハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国が直轄実施する必要がある。さらに、ニートや不安定就労の増大等若年者の雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) ハローワークが行っている職業相談・紹介業務と一体的に行うことが効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は適さない。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(理由) 発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱えていることがニートや不安定就労等の要因となっている場合、早期に発見し、専門的な就職支援が受けられれば就職可能性は拡大することから、こうした者が従来から利用している機関で適切な支援を提供する必要があり、その緊急性は高い。			

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
気づき・誘導及び専門的な支援の提供のための体制整備→早期発見、適切な支援機関へ誘導、希望に応じた専門的な支援の提供→就職に当たっての不安の解消、就職可能性の拡大、適切な職業選択→希望と特性に合った就職の実現
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
発達障害等コミュニケーション能力に問題を抱える者に対して、その問題を早期に発見し、専門的な相談・支援を提供するための体制を整備することは、本人の希望や特性に合った就職が実現し、職業的自立を効果的・効率的に促進することができると思込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
ニート、不安定就労、発達障害等の雇用促進に関する企業や社会の理解が必要。

(3) 効率性

手段の適正性		
ハローワークや若年層の就職支援機関において、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して就職支援を実施することにより、就職を促進することができるため、手段として適正である。		
費用と効果の関係に関する評価		
ハローワークや若年層の就職支援機関において培ってきた就職支援ノウハウを最大限有効に活用して実施するものであり、費用的にも効率的である。		
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
(有の場合の整理の考え方)		

(4) その他

--

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成 19 年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「(略)、発達障害者の就労支援、(略)、について政府一体で支援する。」こととされるとともに、「ニートと呼ばれる若者の職業的自立を推進するため、地域の相談体制の充実、学び直しの機会の提供等により、確認の状況に応じた包括的な支援の強化を図る。」とされている

「多様な機会のある社会」推進会議の中間取りまとめ(平成18年5月30日)において、「発達障害者の就労支援については、発達障害の専門的な知識を有する者をハローワークに配置する。」こととされた。

また、若者自立・挑戦戦略会議が平成18年1月にとりまとめた「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン(改訂版)」において、「ニート等の若者一人ひとりの状況に対応した最も効果的な助言、相談、就職支援等のサービスをきめ細かく実施していく」こととされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成17年6月28日 参議院厚生労働委員会)において、「知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増大していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。」とされた。

⑤会計検査院による指摘